

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 29 年 3 月 30 日 消 防 庁

「消防機関と原子力事業者との消防活動に関する 連携強化のあり方検討会 報告書」の公表

消防庁では、「消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会」を開催し、原子力施設における原子力災害対策特別措置法の適用を受けるに至らない火災等の発生時に、消防機関がより安全かつ的確に消防活動を行えるよう、消防機関と原子力事業者の火災訓練などの連携の現況について調査し、今後の両者のより円滑な連携のあり方について検討を行ってきました。

この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので、公表いたします。

【報告書の概要】(別添参照)

○消防機関と原子力事業者との連携に関する現況調査結果

- ・平成27年度中の消防機関と原子力事業者との連携訓練の実施状況は、多くは消火訓練 実施していたが、救急訓練や救助訓練を実施している例は少なかった。
- ・管理区域内における消防活動の取り決めはあるが、多数の負傷者が発生した際の救急・ 救助活動について具体的な想定がなされていない。

○原子炉等規制法に基づく火災防護対策

・原子力発電所の施設内において「火災発生防止」、「火災の感知・消火」、「火災影響軽減」 として事業者が講じている措置内容を例示した。

(例:異なる種類の火災感知器を組合せて設置、原子炉建屋内は全域にハロン自動消火設備を設置等)

○現況調査の結果を踏まえた連携強化への取組

- ・管理区域内におけるそれぞれの活動内容等について情報共有の充実に取り組んでいく 必要がある。
- ・多数の負傷者が発生する等の救急活動、挟まり・宙吊り等の救助活動を行うことも想定し、より実践的な訓練を行う必要がある。
- ・原子炉等規制法に基づく火災防護対策として事業者が講じている措置内容について、 平時から会議や査察等の機会を通じて事業所の施設内の配置状況等についても把握し ておく必要がある。
- ※ 報告書全文は、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp)に掲載します。



く問い合わせ先>

消防庁特殊災害室 担当:新澤、齋藤、山本 TEL 03-5253-7528 / FAX 03-5253-7538

E-mail: tokusaishitsu@soumu.go.jp

消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会報告書(概要)

概 要

原子力施設における原子力災害対策特別措置法の適用を受けるに至らない火災等の発生時に、消防機関がより安全かつ的確に消防活動を行えるよう、 消防機関と原子力事業者(以下「事業者」という。)の火災訓練などの連携の現況について調査し、今後の両者のより円滑な連携のあり方について検討を行った。

主な内容

1. 消防機関と原子力事業者との連携に関する現況調査結果

①通報体制

・特定のエリアで外部への直接的な通報手段がない等の事業者は、間接通報としている。

2自衛消防体制

- ・・・火災等の発生時に事業者から消防機関の先着隊に対して、速やかに情報が提供され る体制となっている。
- ・一部の事業者では、現場指揮本部(※)設置箇所を敷地内で1箇所としている。
 - (※)消防機関・事業所合同で設置し、火災等の事故の実態把握や活動内容の調整等を実施

③放射線管理要員体制

・一部の消防機関と事業者間で、事業者からの情報提供項目や管理区域内(※)での消防機関活動時における放射線管理要員等の同行範囲の認識が異なっている。

(※)被ばく線量の管理等を行うべき区域

- ・一部の消防機関と事業者間で、消防機関への貸与資機材の種類や引渡し場所等の 認識が異なっている。
- け消防機関が保有する資機材が直ちに除染できない場合は、事業者が新規購入し配備する等の取り決めをしている。

⑤事前対策

- ・一部の事業者では、管理区域内の高線量エリア等に消防機関が立入ることを不可としている。
- ・消防機関・事業者ともに、管理区域内における消防活動の取り決めがあるが、多数の負 傷者が発生した等の具体的な想定がなされていない。

⑥訓練

・平成27年度中の連携訓練は、消火訓練を大半が、救急訓練や救助訓練を一部で実施して - いる。

現況調査の結果を踏まえた連携強化への取組

- 消防機関は、通報段階から効果的な消防活動を行うことができるよう、 事業者の通報体制や通報項目等について確認しておく必要がある。
- 消防機関は、事業者とともに火災等の事故の発生場所や規模等に応じた 複数の現場指揮本部設置箇所の想定や自衛消防隊の具体的な活動内容を 訓練等により確認しておく必要がある。
- 消防機関は、放射線管理要員等の体制や同行範囲について、事業者と 協議しておく必要がある。
- 消防機関は、定期的に資機材の種類や配備数、保管場所、引渡し場所等について、訓練等を通じて確認しておく必要がある。
- 消防機関は、消防保有資機材が直ちに除染できない場合の対応について、 事業者と協議しておく必要がある。
- 消防機関は、会議や査察等の機会を通じ、消火設備等の設置状況や立入 不可区域の施設状況等について事業者から積極的に情報を得ておくとともに それぞれの活動内容等について情報共有の充実に取り組む必要がある。
- 消防機関は、多数の負傷者が発生する等の救急活動、挟まり・宙吊り等の 救助活動も想定し、事業者と連携してより実践的な訓練を行う必要がある。

2. 原子炉等規制法に基づく火災防護対策

- ・消防機関が平時から会議や査察等の機会を通じ、事業者が原子炉等規制法に基づき設置した消火設備等を事前把握するための参考となるよう、「火災発生防止」、「火災の感知・消火」、 「火災影響軽減」として事業者が講じている措置内容を例示した。
- ・原子炉等規制法に基づく火災防護対策として事業者が講じている措置内容について、平時から会議や査察等の機会を通じて事業所の施設内の配置状況等についても把握しておく必要がある。 (例:異なる種類の火災感知器を組合せて設置、原子炉建屋内は全域にハロン自動消火設備を設置、耐火壁の設置、不燃性材料・難燃性材料の使用等)